

橘樹官衙遺跡群 国史跡正式指定について

昨年11月21日（金）に、国の文化審議会（会長：宮田亮平）から国史跡に指定するよう文部科学大臣に答申された橘樹官衙遺跡群（高津区千年・宮前区野川）が、本日3月10日に官報告示され、正式に川崎市初の国史跡に指定されました。

1 橘樹官衙遺跡群の概要

- ①国史跡指定名称 橘樹官衙遺跡群（たちばなかんがいせきぐん）
- ②国史跡の指定地 川崎市高津区千年字伊勢山台415番2外 49筆等（資料1）
- ③国史跡指定面積 12,083.61㎡
- ④遺跡群の評価 7世紀後半の地方行政組織である評^{ひょう}の役所の成立の背景や構造、そこから郡衙^{ぐんが ぐうけ}（郡家）へと発展する過程やその後の廃絶に至るまでの経過をたどることができる希有な遺跡。7世紀から10世紀の地方官衙の実態とその推移を知る上で重要。

2 国史跡正式指定記念懸垂幕・横断幕の設置

本市で初めてとなる橘樹官衙遺跡群の国史跡正式指定を記念し、教育委員会・高津区役所・宮前区役所では、広く市民の方々に知ってもらえるよう、川崎市役所本庁舎、高津区役所橘出張所、橘小学校、宮前区役所等において、懸垂幕・横断幕を設置することにしました（資料2・3）。

（設置期間）平成27年3月10日（火）～4月17日（金）

※日によって、別の懸垂幕に変更になる場合があります

3 国史跡正式指定後の取組

- ①保存管理計画の策定
 - 平成28年度から史跡を適切に保存・管理していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱基準、土地の公有地化の方向性、整備等の将来構想等について、計画を策定する。
 - 計画の策定に当たっては、学識者・市民等からなる委員会を設置するとともに、適宜、説明会を実施して地域住民の合意形成を図る。
- ②整備・公開・活用
 - 国史跡正式指定を受け、平成27年度に指定記念シンポジウム、史跡ガイドツアー、確認調査見学会等の指定記念事業を実施していく。
 - 歴史学習や観光等の資源として整備するとともに、市民と連携した活用事業を進める。
 - 史跡を確実に保存しながら、史跡の内容をわかりやすく伝えるために遺構の露出展示や復元展示、ガイダンス施設、便益施設（トイレ・駐車場等）などの史跡整備を行うとともに、日常的な点検や維持・管理が必要である。

【問い合わせ先】

川崎市教育委員会生涯学習部文化財課 栗田、服部
電話 044 (200) 3306、FAX 044 (200) 3756